

棚卸立会、帳票の電子化対応など リモートワークにおける 決算業務の留意事項

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

松村 信

【この章のエッセンス】

- コロナ拡大を踏まえ、急速にリモートワークの導入が進められており、企業の決算業務に影響を及ぼしている。
- 「リモート棚卸立会」においては、スマートフォン等を介し、監査人が通常の棚卸立会とほぼ変わることなく立会手続ができるよう、工夫が望まれる。
- 「ウェブ確認」は、当事者（企業・監査人・確認先）のリモートワークとの親和性が高く、利用の推進が望まれる。
- 企業のデジタルトランスフォーメーションの加速とともに、帳票の電子化が進み、監査人のリモートワークとも相まって電子帳票の真

正性が大きな論点として取り上げられている。

- リモートワークの定着に伴い、新たな業務フローに沿った内部統制（IT統制を含む）の整備運用が重要となっている。

はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という）の世界的流行によって、多くの国・地域において人の移動が部分的または全面的に制限されている。このような移動制限に対する、わが国における企業側の対応として、日本経済団体連合会は、2020年5月14日に「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防

（図表1）協会から出されたリモートワーク環境下の留意事項

- リモートワーク対応1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」
- リモートワーク対応2号「リモート棚卸立会の留意事項」
- リモートワーク対応3号「PDFに変換された証憑の真正性に関する監査上の留意事項」
- リモートワーク対応4号「構成単位等への往査が制限される場合の留意事項」
- リモートワーク対応5号「リモート会議及びリモート会議ツールの活用について」

対策ガイドライン」を公表（その後同年12月1日に改訂）し、「講じるべき具体的な対策」として「テレワーク」を挙げている。一方、日本公認会計士協会（以下、「協会」という）は、昨年リモートワーク対応プロジェクトチームを立ち上げ、リモートワーク環境下における企業の業務および決算・監査上の対応の検討を進めてお

り、これまでに図表1のとおり延べ5本の「留意事項」を発出している。協会ではこのほか企業側の観点として、業務プロセス・内部統制の見直しに係る課題の整理を予定しており、また監査人側の観点として電子的監査証拠の利用の促進および課題の整理、監査報告書の電子化に係る課題の整理を進める等、リモートワークを俯瞰したうえでの論点・課題の抽出および整理を鋭意進捗させている。筆者もプロジェクトチームの一員としてこれらの留意事項の作成に携わっており、本章ではその作成作業で得られた理解も踏まえながら、主に企業サイドの決算対応および監査対応に主軸を置いてポイントを解説することとしたい。なお、文中意見にわたる部分は私見であることをご了解いただきたい。

リモート棚卸立会

棚卸資産を有する企業は、棚卸資産の残高確定のための決算手続として、通常年に1回以上の実地棚卸を実施している。また、監査人は当該棚卸資産が重要である場合、実務的に不可能でない限り、実地棚卸の立会を実施することが関連する監査基